

山梨県建築基準法施行条例新旧対照表

新			旧		
別表第六（第二十三条の九関係）					
事務	手数料の名称	金額			
一～二十六 略					
二十七 法第六十条の二の二第三項第二号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円			
二十八 法第六十条の二の二第三項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円			
二十九～六十三 略					